

令和2年2月21日開会

総務消防
常任委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

総務消防常任委員会会議録

~~~~~

日 程

日 時 令和2年2月21日（金）  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 大会議室

1 開 会

2 審査事項

議案第3号 鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について

3 閉 会

~~~~~

出席者（8名）

委員長	小谷	博徳	副委員長	石橋	佳枝
委員	三鴨	秀文	委員	中田	利幸
委員	柊	康弘	委員	井藤	稔
委員	杉谷	洋一	委員	上原	二郎

~~~~~

## 欠席者（0名）

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	神庭 千秋	事務局次長兼総務課長	三上 洋
事務局総務課長補佐	林原 昭夫	事務局総務課長補佐	伏野 哲彦

~~~~~

## 事務局の職員

|     |       |    |       |
|-----|-------|----|-------|
| 書記長 | 針田 智子 | 書記 | 堀尾 周作 |
|-----|-------|----|-------|

~~~~~

1 開 会 (午後2時23分)

○小谷委員長 それでは、時間がちょっと早いですけど開会をしたいと思いますので、議事進行につきましてよろしく願いいたします。ただいまより、総務・消防常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 2 審 査 事 項

○小谷委員長 それでは、日程2、審査事項に入りたいと思います。先ほど本会議から付託されました議案2件について、順次審査いたします。なお、審査事項は、お手元に配布しております日程書のとおりでございます。では、初めに、議案第3号「鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○三上事務局次長 委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 そういたしますと、議案第3号、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明をいたします。資料のほうでございますけれども、議案概要と議案書のほうをお手元に御用意いただけたらと思います。まず初めに、議案概要の1ページでございます。改正理由でございます。本組合の附属機関の委員のうち、介護及び障害認定審査会の委員を除きます報酬額につきましては、原則といたしまして、米子市の附属機関の委員の報酬額と同額に改定をしております。本年4月1日付で米子市の報酬額が改定されることに伴いまして、同額に改定し、別表を整理するものでございます。改正内容につきましては、恐れ入りますが、資料が変わりますが、議案書の2ページを御覧いただけますでしょうか。2ページに改正表を載せさせていただいております。右の部分が改正前、左は改正後という形になっておりますが、まず、改正前の別表の太枠で囲みました下半分の部分でございますけれども、大きく2点ございます。まず1点目が、公務災害の関係の委員さんが上に2つございます。それと、下の2つの部分でございます。情報公開・個人情報保護審査会の委員、それから建設工事等入札・契約審議会の委員さん。この4つにつきまして削除をさせていただきます、ページをおはぐりをいただきました左の部分でございます。この削除をいたしました委員さんを、その他の附属機関の委員ということで一つにまとめさせていただきます、額の

ほうを7, 200円に改めさせていただくものでございます。もう1点は、改正前のところでございますけども、介護認定審査会の委員、それから、障害認定審査会の委員をそれぞれ別で記載をしておりますけども、改正後につきましては、ここをまとめさせていただいて、一つに整理をさせていただくものでございます。なお、こちらの報酬額、日額につきましては改定はございません。改正内容は以上でございます、この条例の施行でございますけども、本年4月1日からの施行をお願いしたいというふうに思います。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小谷委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○三鴨委員 はい、委員長。

○小谷委員長 三鴨委員。

○三鴨委員 この直接の議案事体に対しては異議がないんですけども、ちょっと済みません、あわせて伺いたいと思うんですけど、今回改正のないところの議員、監査委員、管理者、副管理者があるんですけども、まあ今回、改正は米子市の例に倣ってということなんですが、この、今回改正がない部分の報酬の額については、どういった基準とか根拠とかで定められているのか、そのあたりちょっと伺わせてください。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 今回改正にならなかった、それぞれの特別職の報酬の改定の考え方についてのお尋ねというふうに思いますけども、まず、議員さん、それから監査委員さん、管理者、副管理者、この部分につきましては県内の3広域の均衡を考慮をきて、過去、改定をしてきたという経過がございます。議員さん、それから管理者におきましては、直近のところでは平成27年度に見直しの検討というのをちょっと一度させていただいておりますけども、その際は据え置きという形になっておるものでございます。それから、介護認定審査会の委員、それから障害認定審査会の委員につきましては、これにつきましては県内の3広域で、それぞれこの委員を持っておる関係がございまして、県内3広域で金額なり改定時期については統一をするということの経過がございますので、そういったところから、今回は改定のほうを外させていただいたというところでございます。

○三鴨委員 委員長。

○小谷委員長 三鴨委員。

○三鴨委員 3広域の均衡というところなんですが、大体おおむね中部も東部もこれぐらいの額で、ということで特に差異はない、差はないということなんでしょうか。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

**○三上事務局次長** 議長さん、それから副議長さん、議員さんの部分について、ちょっと御説明をさせていただきたいと思いますが、県内3広域では現在のところ、同一の金額という形にはなっておりませんでして、口頭で申し上げさせていただきますと、まず西部の議長さんにつきましては、3万7,000円という形になってございます。東部は4万5,000円ということで高い金額となっておりますが、中部につきましては、3万5,000円という形でございます。また、副議長さんにつきましては、西部は3万円ということでございますけども、こちら東部は4万円、それから中部につきましては3万1,000円ということで、副議長さんにつきましては、東部・中部が高いという現状となっております。また、議員さんにつきましても、西部は現在2万7,000円ということでございますが、こちら東部が3万5,000円、中部につきましては3万円ということで、こちら東部・中部のほうが報酬額としては高いというような現状になっているところでございます。

**○三鴨委員** 委員長。

**○小谷委員長** 三鴨委員。

**○三鴨委員** 最後にしますけど、監査委員ですよね、私も出させていただいてるんですけども。私はまあいいんですが、もう一人の代表監査の方なんですけど、お聞きしますと以前は3、4ヶ月に1回ぐらいの監査だっということだったんですが、今は毎月監査されてますよね。あと、定期監査っていうのも新しく昨年度から始めましたし、監査基準なんかも設けるっていうことで、ちょっと業務内容が以前よりも変わってきてるとするか、増えていってるというか、そういうこともありますし。やっぱり代表監査さんなんで、それへの責任を持たせるっていう意味でも、ちょっとほかの広域と差がつくっていうのもあれだと思いますんで、ちょっとそのあたりの調査を一回されてみて、また、基準なり何なりを定めるでもいいですけども、ちょっとまた考えてみていただけたらなというふうに思っております。はい、以上です。

**○小谷委員長** 三上事務局次長。

**○三上事務局次長** 御意見いただきましてありがとうございます。今回改正をしております特別職の方の報酬の改定につきましては、まず、先ほどちょっと説明でも申し上げましたが、議員の皆様の報酬改定につきましては、前回検討してから4年は経っているということもございます。それから、監査委員につきましては、業務内容が近年ちょっと変わってきて増えているという御指摘をいただきましたけども、そのような認識もございますので、今の正副管理者、それから議会、監査委員さんにつきましてはですね、新年度に入りましてから、ちょっと検討のほうをさせていただきまして、大体10月ぐらいをめどに検討をして、考え方をまとめていくような方向でさせていただけたらなというふうに、事務局としては考えているところでございます。また、その結果につきましては、検討状

況につきましては、またこちらの委員会のほうに御報告をさせていただけたらというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○小谷委員長 三鴨委員、よろしいでしょうか。

○三鴨委員 はい。

○中田委員 まあ関連した。

○小谷委員長 中田委員。

○中田委員 今のことに関連して、似たようなことになるかもしれませんが。今回の改定の部分については「良」とするところで。これは、実際には同じような業務っていうか、をされてるっていうことで、その部分にはいいと思うんですけど、今後の、さっき言われた部分についてはですね、よく米子市に倣うとかってというような変え方っていうのはたまにあったり。たまにというか、よくあることなんですけど。やはり、東・中・西の、その3広域の実際の中の事務の範囲とか量とか、そういったところでやっぱり比較検討してね、説明がつくような根拠をきちっと整理してやるっていうことが必要だと私は思うんですけど、そこら辺について、ちょっと改めて事務局から聞きたいと思うんですが。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 今、中田委員さんのほうからも御提言といいますか、御指導いただきましたように、ぜひ今回の見直しに当たりましてではですね、そのあたりお話しをいただきました業務量ですとか、もしくは東・中・西の圏域ということの比較ということもありますから、例えば規模といいますか、人口ですとか、そういうような、単に米子市を例にするということではなくてですね、そのあたりのバランスを見ながらですね、均衡を図った改定となるように、ちょっと内容のほうもかなり精査をさせていただいて、検討も進めたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○中田委員 はい、わかりました。

○小谷委員長 はい。じゃあ調査、研究するというところでよろしいですか。

○中田委員 はい。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

○井藤委員 はい、委員長。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 少し教えてください。この改正前と改正後の対照表の関係でちょっとお聞きしたいです。右側であれば、公務災害認定委員会の委員、あるいは情報公開・個人情報保護審査委員会の委員などがありますよね。これが、左側にいくと削除になってますけど、そういうのについては、いわゆるこの、一括してその他附属、何ですかいね。附属機関の委員のということ、その中に入っていくという理解でよろしいですか。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 今、御質問いただきました、そのような、はい。一つにまとめさせていただいたという形の改定でございます。よろしくお願いいたします。

○小谷委員長 井藤委員。

○井藤委員 そうすれば、その他ということを一括してくぐられたわけでした、金額は現状では一緒になりますよね。

○三上事務局次長 はい。

○井藤委員 金額的にはね。これは、あれですか、将来的にはそういうようないろんな委員さんが出てくるということを想定しながら、こういう一括でくぐられたということなんですか。どうでしょうか。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 将来また、現在ない委員が出てくる部分も含めてどうなのかというお尋ねかと思えますけども、先ほどの、民生・環境常任委員会のほうでの条例の審議がされたと思えますが、新年度におきましては、桜の苑のですね、指定管理のところの関係が出てまいりますので、その指定管理者の選定の関係で委員が設置をされると。条例等で設置をされるという形になっておりますので、それらの委員も含めたものということで整理をするということでございますし、今後もそのような形で条例等によりまして、新たな委員が設置をされました場合には、この、「その他の」という機関に、ということになっておるといふふうに思います。ただ、その中でですね、特に金額が、この7, 200円ということですが、これに適するものかどうなのかということころは、また個々に判断をさせていただいて、場合によりましては、この介護認定審査会ですとか障害のほうと色々な、後で取り扱いがあるケースもあると思えますけども、やっぱりそれはそのときの状況に応じまして改正のほうをさせていただくということになるかと思えます。以上でございます。

○井藤委員 最後、済みません。

○小谷委員長 はい、井藤委員。

○井藤委員 要は、いわゆる委員さんの仕事の内容等について、別額っていいですかね、別の道がこれ必要だというような場合には、別額かどうか知りませんが。場合には、個別に別の条例で制定したり、どうだこうだというようなこともあるし、あるいは、これで一括したその他のというような形で提供していく場合もあるしというような、両方考えられるということなんですかね。どうでしょうか。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 新たな委員さんにつきましては、審議会委員さんにつきましては、基本的には条例の中ですね、委員の設置ということになるかと思えますので、その条例ができます過程の中ですね、その委員さんの報酬につきまして、現在も既にある委員さんの額とするのか、もしくはまた別の、その業務の観点から別のものがあるんだということが、そのときに整理をされまして、こちらの条項のほうに落とし込まれてくるというような考え方になるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○井藤委員 わかりました。ありがとうございました。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

○上原委員 委員長。

○小谷委員長 はい、上原委員。

○上原委員 さっき監査委員のことがありましたが、私もこれちょっと見ておつて。これ年額ですよ。

○三上事務局次長 はい。

○上原委員 1年間で2万7,000円というのは、それで米子市を見てということで、米子市の監査委員は年額こんな報酬ということですか。それはまた別ということなんですか。例えば江府町なんかでも、監査委員はこれぐらいの月額なんですけど、えらいこれ、ちょっと安いなあと。それから、米子市はどうなってるのかちょっと教えてください。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 監査委員の報酬につきましては、米子市に合わせたという形ではございませんでして、その都度都度の改定のときにですね、過去の経緯をちょっと調べてみましたところ、やはり3広域での均衡なりを考慮した上で決定をされてきたということでございます。まず米子市に合わせて、というものではございません。それで、申しわけございませんが、ちょっと今、米子市の監査委員さんの報酬額につきましては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えさせていただければなと思えます。

○上原委員 はい、済みません。

○小谷委員長 上原委員。

○上原委員 これはやっぱり年額ということですか。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 失礼いたしました。はい、年額ということでございます。

○上原委員 わかりました。非常に安いなあとという印象ですので、先ほどいろんな意見が出てますが。例えば町村の監査は月額でこれぐらいですよ。えらいこれ、何か安い。何でもかなあというのは、ちょっとわかりませんが、何か特

別にこれはあれですか。仕事が少ないとか、何かあるんですかね。

○小谷委員長 え、いいの。

○上原委員 極端に言えば、町村の監査委員は普通、まあ多分、米子市のほうがもっと高いと思うんですけども、これより高くて月額ぐらいだと思うんですが。これだけ極端に低い。まあ、議員とか管理者は別の公務がちゃんとあって、そこで手当が出てくるっちゅうのはわかりますが。この監査委員もそういうことがあるんですか。

○小谷委員長 えーと。

○上原委員 同じような監査公務があって…。

○小谷委員長 町村監査は高いけど、この、監査委員はこの額ということの根拠を、ちょっとあったら言っていただいたらいいじゃないですか。

○三上事務局次長 はい、委員長。

○小谷委員長 三上事務局次長。

○三上事務局次長 今、委員長さんのほうからも、監査委員のこの額の決定の根拠をということ。

○小谷委員長 町村とはあまりにも違うじゃないかという。

○三上事務局次長 はい。西部広域におきます監査委員さんの額の根拠でございますけども、実は、今回改正をさせていただきますに当たりまして、過去の決定の根拠等を調べたところでございますけれども、誠に申しわけございませんが、明確な根拠というものが、現在まで調査したところでは出て参ってないところがございます。それで、先ほど三鴨委員さんのほうからも御発言がありましたが、業務量といたしましては、つい最近までは例月出納検査のほうで3カ月にまとめて実施をしていたということでしたので、年に4回ですか、4回程度出かけていただいて監査をいただいと。このような状況でございましたけれども、それも改めさせていただきます、今は毎月。ですから12回、例月出納検査をさせていただきます。さらに定期監査のようなもの等も実施をさせていただきますから、その部分につきましては事務局といたしましても、今回の改定です、業務量に見合った改定をさせていただくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○上原委員 はい、いいです。

○小谷委員長 さっき言われましたように、人口とか規模とか業務量とか、東・中・西のバランスとか、ちょっと研究をしていただくと。で、また報告いただくということでよろしいですかいね。

○上原委員 はい、いいです。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 別のないものと認め、質疑を終わります。続いて、討論を行います。

す。

〔「なし」と声あり〕

○**小谷委員長** 討論がないようですので、討論を終わります。これより、本件について採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**小谷委員長** 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第5号「鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○**三上事務局次長** はい、委員長。

○**小谷委員長** 三上事務局次長。

○**三上事務局次長** そういたしますと、議案第5号でございます。鳥取県西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明をいたします。資料のほうでございますが、先ほど御覧いただきました議案概要と議案、それから、こちらにつきましては、議案第5号の参考資料ということでお配りをさせていただいてると思いますので、そちらのほうを御覧いただけますでしょうか。そういたしますと、まず初めに、改正理由につきまして御説明をさせていただきます。こちら、議案概要の2ページを御覧いただけますでしょうか。改正理由でございます。本年3月31日をもってエコスラグセンターを廃止いたしますこと、また、本年4月1日からし尿処理体系を米子浄化場に統合することに伴いまして、関係市町村に経費の負担をお願いしておりますけれども、これに関する規定の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、先ほど御覧いただきました議案のほうに改正表をつけておりますけれども、ちょっとわかりにくうございますので、参考資料のほうを御覧いただけますでしょうか。上の部分、(1)ということで改正前、それから(2)、下の部分が改正後というふうに書いております。大きく4点につきましての改正内容でございます。まず、1番の部分でございます。こちらが、エコスラグセンターに係る部分でございますけれども、改正前は「エコスラグセンターの管理運営業務に要する経費」ということでございましたけれども、先ほど、こちらのエコスラグセンター廃止ということになりましたので、改正後は、「旧灰溶融施設の管理業務」ということで、「運営」のほうも落ちておりますけど、こういう形で経費の部分を整理させていただきます。それから、その右側の部分でございます。定義の部分ですが、第2条の第6号に「溶融処理実績」ということで定義をしておりますけれども、改正前につきましては、「エコスラグセンターに投入された前年の不燃残さ等の量」ということになっておりますけれども、これを改正後は、「旧灰溶融施設の稼働期間中に投入された量」ということに改めさせていただくものでございます。それから、2番、3番、4

番につきましては、浄化場の統合に伴います経費の定義の見直しとなっております。浄化場につきましては、白浜浄化場の管理運営業務、それから、米子浄化場の管理運営業務に関する経費、それから、し尿処理施設の管理運営業務に関する経費ということで、3本立てになっております。現行につきましては、これを、まず2番の部分でございますけれども、白浜浄化場の処理実績につきましては、改正前は「前年度のし尿の量」ということになっておりますけれども、こちらにつきましては実績がなくなりますので、第2条の第12号の定義の部分で、「稼働期間中に投入された量」ということで改めさせていただきます。ただ、令和2年度につきましては、前年度の実績がございますので、附則の2ということで、令和2年度に限りまして、「前年度のし尿の量」というふうにさせていただくものでございます。それから、3番の「米子浄化場の管理運営業務に要する経費」でございます。これは、米子浄化場に投入された前年度の実績ということで現在となっておりますけれども、こちらにつきましては、附則の3というふうに書いてあるところでございますけれども、令和2年度につきましては、白浜浄化場を廃止します関係で、全て米子浄化場に入ってまいりますので、「白浜浄化場及び米子浄化場に投入された前年度のし尿の量」ということで、2年度についてのみ読みかえをさせていただくという附則を付けさせていただきます。それから、4番の「し尿処理施設の管理運営業務に要する経費」でございますが、これは両施設にかかります経費の負担でございますけれども、白浜浄化場が統合されてなくなりますので、こちらにつきましては、削除をさせていただくという内容でございます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○小谷委員長** 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。委員の皆さん、質疑はありませんでしょうか。

**○上原委員** 委員長。

**○小谷委員長** 上原委員。

**○上原委員** さっきの本会議の一般質問で、戸田議員からの質問があったわけですが、白浜浄化場、それからエコスラグセンターの解体はちょっともったいないんじゃないかと。何か使えるもんがあったら使った方がいいんじゃないかという趣旨ですが。一応、令和4年が白浜を解体で、2億4,000万。それから令和5年にエコスラグセンターが8億3,000万ということで。それはあれですか、今後、廃止は廃止で今回やるんですが、実際に残った施設をどう使うかっていうのは、解体っていうのは一応予定であって、今後詰めていって、例えば、解体のときに誰かが使いたいということであれば、それはそのほうがいいなあと私も思うんですが、そういうことは今後詰めていくっていうふうに理解すればよろしいですか。

**○三上事務局次長** はい、委員長。

**○小谷委員長** 三上事務局次長。

○三上事務局次長 今、御意見をいただきましたが、そのとおりでございまして、現在のところ、財政推計上は一応解体の方向もあるということで、金額のほうにこのたびから入れさせてもらうということでございますけども、利活用につきましても、その間しっかり検討させていただいてということで、本会議の答弁等でございます。よろしく願いいたします。

○小谷委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 別のないものと認め、質疑を終わります。続いて、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 はい。討論がないものと認め、討論を終わります。これより、本件について採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○小谷委員長 異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は、全て議了いたしました。

~~~~~

3 閉 会

○小谷委員長 これをもちまして、総務・消防常任委員会を閉会いたします。

(午後2時53分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務消防常任委員長 小谷 博徳